

令和5年度上半期（4月から9月）における
社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）の体制等について

1 主旨

国は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、令和5年1月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部にて令和5年5月8日から5類感染症へ位置づける方針を決定したが、医療提供体制等は段階的な移行を目指しており、具体的な内容については3月上旬に示される予定である。一方で新型コロナウイルス感染症の新規感染者は減少傾向であるものの、オミクロン株亜系統がBA.5以外に複数確認され、その割合が増加傾向にあるなど引き続き警戒する必要がある、またこれまでの新型コロナウイルス感染症の区民生活に及ぼす影響の大きさを踏まえ、社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）については、令和5年度上半期（4月から9月）も、以下のとおり一部運用を変更し、実施する。

なお、今後も感染状況や国・都の動向を注視し、制度変更等の内容によっては一部縮小・廃止する可能性を念頭に、体制を随時見直すとともに、令和5年度下半期（10月から3月）の実施の必要性を検討する。

2 令和5年度上半期における社会的検査運用変更点

以下の2つの用途における抗原定性検査キット（以下、「簡易キット」）の配付は、令和4年度をもって廃止する。

(1) 行事前検査

区内の小中学校等において、郊外活動等（宿泊行事や部活動大会）に参加する場合に、実施する検査。

旅行等の行動制限のほかマスクの取り扱いなど、国の感染症対策が緩和されてきている状況や、行事实施前に児童・生徒の陽性が判明した場合には、随時検査の補完として希望者に簡易キットを配付することもできることから、各校一律に配付する行事前検査を廃止する。

(2) 施設および家庭における感染拡大防止

感染拡大時期の備えとしてマスクの着用が難しくソーシャルディスタンスがとりにくい区内の保育園、幼稚園等の利用者及び同居する家族を対象に施設および家庭における感染拡大防止用として簡易キットを配付。

今冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されたため配付したが、一般販売化等により簡易キットを入手する環境が改善されたため、廃止する。

3 令和5年4月～9月における社会的検査の体制

- ・随時検査 13,000件
- ・抗原定性検査 195,000キット

※令和4年4月～9月実績と同規模を見込む。詳細は別紙のとおり。

4 令和5年度当初予算案について

事業費と補助金については以下を見込み、令和5年度当初予算案に計上する。

合計金額 696,680千円

<金額内訳>

区分	事業費見込み
随時検査 (行政検査)	(4月～9月分) 486,206千円 ※特定財源：(国)感染症予防事業費等 負担金等1/2 ※残りの1/2は地方創生臨時交付金の算定に含まれるため、実質的に全額国費 【主な内訳】 ・人件費、コールセンター運営費等(総価払分) 289,324千円 ・検査測定及び搬送費等(単価払分) 196,882千円
抗原定性検査	(4月～9月分) 210,474千円 ※特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 【主な内訳】 ・人件費、コールセンター運営費等(総価払分) 36,300千円 ・検査関連費用(単価払分) 174,174千円

別紙 令和5年度上半期（4月から9月）における社会的検査の体制

検査種別・事由		対象		規模	
		職員・教員	利用者・入所者		
随時検査 〔行政検査〕	① 事業所・施設内で感染者が発生した場合、又は、抗原定性検査で「感染疑い」が発生した場合	介護事業所・障害者施設（入所系）	対象	対象（※2）	13,000件
		介護事業所・障害者施設（通所・訪問系）	対象	対象（※2）	
		児童養護施設等	対象（※3）		
		保育園・幼稚園等			
		小学校・中学校・新BOP			
	②（上記①以外の場合で）事業所・施設の職員が感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合	介護事業所・障害者施設（入所系）	対象外	対象（※1）	
		介護事業所・障害者施設（通所・訪問系）	対象外	対象外	
		児童養護施設等	対象外	対象（※1）	
		保育園・幼稚園等	対象外	対象外	
		小学校・中学校・新BOP	対象外	対象外	
濃厚接触者の特定が困難な場合	保健所から依頼があった施設・事業所	対象			
抗原定性検査 随時検査の補完	① 事業所・施設内で感染者が発生した場合	介護事業所・障害者施設（入所系）	対象	対象（※2,※4）	19.5万キット
		介護事業所・障害者施設（通所・訪問系）			
		児童養護施設等			
		保育園・幼稚園等			
		小学校・中学校・新BOP			
	②（上記①以外の場合で）事業所・施設の職員が感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合 ③軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合	介護事業所・障害者施設（入所系）	対象	対象（※2,※4）	
		介護事業所・障害者施設（通所・訪問系）			
		児童養護施設等			
		保育園・幼稚園等			
		小学校・中学校・新BOP			

※1…入所予定者も含む

※2…訪問系については、利用者・入所者の自宅を事業所とみなし、サービス提供時に居合わせた利用者の同居家族等も対象

※3…職員・利用者等が抗原定性検査で陽性の判定となった場合、もしくはクラスターが発生（感染者が5人以上発生）した場合のみ対象

※4…高齢・障害入所系施設においては医療従事者による採取もしくは検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で自己採取可能であれば対象